

(その1)



収 支 報 告 書

令和 年 1 月 日 年分
 (令和 年 月 日 開催分)

(ふりがな)
 1 政治団体の名称
 やくけんかい
 薬賢会

2 主たる事務所の所在地
 滋賀県長浜市山階町450-1

3 代表者の氏名
 射手矢 慎一

4 会計責任者の氏名
 福地 滋夫

事務担当者の氏名

野中みゆき

(電話) 090-3168-6032

(電話)

(電話)

政治団体の区分

- 政党
- 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- 政党の支部
- 政治資金団体
- その他の政治団体
- その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- 2以上の都道府県の区域等
- 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- 有
- 無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- 公職の候補者の氏名 上野 賢一郎

公職の種類 衆議院議員(現職)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

平成 31 年 1 月 2 日から
 令和 1 年 12 月 31 日まで

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	1,760,784 ^円
(前年からの繰越額)	300,000
(本年の収入額)	1,460,784
支 出 総 額	209,319
翌年への繰越額	1,551,465

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	121,000 ^円
員 数	20 ^人

(2) 寄 附		
ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	1,339,784 ^円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法 人 そ の 他 の 団 体 か ら の 寄 附		
(ウ) 政 治 団 体 か ら の 寄 附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)	1,339,784	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア + イ)	1,339,784	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
豊田和男	30,000 ^円	1.12.3	滋賀県彦根市日夏町1875-28	わかば薬局 代表		
豊田優子	10,000	1.12.3	滋賀県彦根市日夏町1875-28	薬剤師		
豊田亜里沙	10,000	1.12.3	滋賀県彦根市日夏町1875-28	薬剤師		
木村昌義	100,000	1.12.17	滋賀県長浜市南高田町88	いるか薬局 代表		
射手矢慎一	100,000	31.1.21	滋賀県彦根市原町180-10	原町薬局 代表		
大森徹也	40,000	31.1.25	滋賀県栗東市野尻530-1	どんぐり薬局 代表		
西井伸善	40,000	31.1.28	滋賀県東近江市札の辻2-7-12	ほたるの薬局 代表		
大原整	200,000	31.2.14	滋賀県甲賀市土山町南土山甲288			
渡辺茂	150,000	31.2.12	京都府京都市山科区安朱東海道町64-10	クロス調剤薬局 代表		
渡辺茂	100,000	1.12.27	京都府京都市山科区安朱東海道町64-10	クロス調剤薬局 代表		
若森文夫	30,000	31.1.18	滋賀県長浜市南高田町59-11	わかもり薬局 代表		
若森文夫	30,000	31.1.28	滋賀県長浜市南高田町59-11	わかもり薬局 代表		
若森ことみ	10,000	31.1.18	滋賀県長浜市南高田町59-11	薬剤師		
疋田州宏	20,000	31.1.31	滋賀県彦根市芹橋2-9-57	疋田調剤薬局		
大森貴美子	30,000	31.1.25	滋賀県栗東市野尻530-1	薬剤師		
この頁の小計	900,000					
その他の寄附						
合計						

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
北野賢	10,000 ^円	31.1.31	彦根市長曾根南町501-10	たかみや薬局	
北野賢	10,000	1.12.26	彦根市長曾根南町501-10	たかみや薬局	
池田弥三郎	19,892	31.2.12	滋賀県彦根市西今町337-12	リリー薬局 代表	
池田富美子	19,892	31.2.12	滋賀県彦根市西今町337-12	薬剤師	
久留島文治	50,000	31.2.13	滋賀県長浜市四ツ塚町164-6	くるみ調剤薬局 代表	
小島繁郎	10,000	31.1.31	滋賀県東近江市沖野4-1-36-102	カギヤ薬局 代表	
福地滋夫	50,000	31.1.30	滋賀県近江八幡市出町787	会社役員	
大沢信裕	10,000	31.1.30	滋賀県彦根市肥田町966-28	マイン薬局 代表	
久保健次	5,000	31.1.23	滋賀県米原市春照130-3	くぼ薬局 代表	
森邦博	5,000	31.1.23	滋賀県米原市春照130-3	薬剤師	
丹波卯子	10,000	31.1.28	滋賀県大津市浜大津3-2-1	会社役員	
馬場亮平	10,000	31.1.26	滋賀県米原市梅ヶ原2288	みよし調剤薬局 代表	
川嶋徹也	30,000	31.1.29	滋賀県湖南市日枝山手台1-20	ツタ薬局彦根店 代表	
川嶋徹也	30,000	1.12.3	滋賀県湖南市日枝山手台1-20	ツタ薬局彦根店 代表	
柳本さつき	50,000	31.2.19	滋賀県大津市鏡が丘3-1-911	ラブリー薬局 代表	
こ の 頁 の 小 計	319,784				
そ の 他 の 寄 附					
合 計					

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	個人		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額	年月日	住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあつては、代表者の氏名)	備考	
村杉紀明	50,000 ^円	31.2.25	滋賀県草津市南草津1-2-1519	みのり薬局 代表		
大迫芳孝	50,000	31.3.22	滋賀県草津市西矢倉2-7-12	プラス薬局 代表		
田村秀明	10,000	1.7.8	滋賀県長浜市高月町柏原338-1-104	薬剤師		
西村浩幸	10,000	1.7.24	滋賀県大津市浜大津4-1-1-909	団体職員		
こ の 頁 の 小 計	120,000					
そ の 他 の 寄 附						
合 計	1,339,784					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		
項 目	金 額	備 考
1 経 常 経 費	円	
(1) 人 件 費		
(2) 光 熱 水 費		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	1,209	
(4) 事 務 所 費		
小 計	1,209	
2 政 治 活 動 費		
(1) 組 織 活 動 費	207,570	
(2) 選 挙 関 係 費		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 そ の 他 の 事 業 費	0	
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費		
イ 宣 伝 事 業 費		
ウ 政 治 資 金 パーティ一開催事業費		
エ そ の 他 の 事 業 費		
(4) 調 査 研 究 費		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		
(6) そ の 他 の 経 費	540	
小 計	208,110	
合 計	209,319	

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳		項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	1,209				
合計	1,209				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分 組織活動費 (行事費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
会場使用料	60,000 ^円	31.3.7	石原産業(株)	滋賀県彦根市西今町字品井戸55-1	
食料代	55,570	1.10.3	(株)住文	滋賀県長浜市港町4-17	
この頁の小計	115,570				
その他の支出	92,000				
合計	207,570				

(その15)

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分	その他の経費	(その他の経費)	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在地)	備考
	円				
この頁の小計	0				
その他の支出	540				
合計	540				

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価格が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残額が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価格が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

2020 年 〇 月 20 日

政治団体の名称 薬賢会

会計責任者の氏名 福地 滋夫



（備考）「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名は必ず会計責任者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和2年3月20日

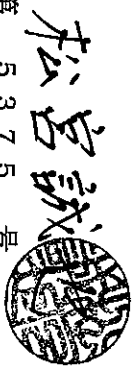
葉賢会

代表 射手矢 慎一 殿

登録政治資金監査人

登録番号 第 5375 号

研修修了年月日 平成30年3月23日



1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、葉賢会の令和1年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、葉賢会の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書が保存されていた。
- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等及び振込明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書等は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

葉賢会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、葉賢会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上